

(令和元年5月31日 議決)

大阪府議会議会改革検討協議会設置要綱

1 名 称

議会改革検討協議会とする。

2 設置の根拠

大阪府議会会議規則第124条第2項による。

3 目 的

議会はその機能を最大限に発揮するため、絶えずそのあり方を検証し、改革に努めるとする大阪府議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図るため、必要な協議及び調査を行う。

4 構成員

議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員

5 招集権者

座長

6 設置期間

令和5年4月29日までとする。